

公民館運営審議会

社会教育法抜すい

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

茅ヶ崎市立公民館条例抜すい

(審議会の設置)

第 16 条 法第 29 条第 1 項の規定により公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第 17 条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、7 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

茅ヶ崎市立公民館条例施行規則抜すい

(審議会の会長及び副会長)

第 12 条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(報酬)

第1条 特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬は、[別表第1](#)のとおりとする

別表第1より 公民館運営審議会委員 日額 10,000円

茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

- 公務上の災害(負傷、疾病、身体障害又は死亡)の補償
- 通勤による災害に対する補償

公民館運営審議会委員の役割

公民館の運営を円滑にするための館長の諮問機関で、次の事項等について調査、審議する。

1 審議会会議 年4回程度

- (1) 公民館における長期又は年間の目標に対する具体的な事業計画の検討
- (2) 公民館事業に対する調査研究

2 研修会等 年3回程度

委員及び審議会としての資質向上のため、委員対象の研修会の企画・運営及び参加。

期待されていること

- 1 地域住民の意見や要望の収集
- 2 地域の状況・話題・出来事・課題などの情報提供
- 3 地域住民に向けた公民館事業の広報等
- 4 公民館の利用方法及び施設管理にかかる館長への意見
- 5 公民館事業にかかる館長への意見
- 6 学習成果の地域への還元

茅ヶ崎市立公民館の設置状況

1	小和田公民館	茅ヶ崎市美住町6番20号	電話85-8755
2	鶴嶺公民館	茅ヶ崎市萩園2028番地の55	電話87-1103
3	松林公民館	茅ヶ崎市室田一丁目3番2号	電話52-1314
4	南湖公民館	茅ヶ崎市南湖六丁目15番1号	電話86-4355
5	香川公民館	茅ヶ崎市香川一丁目11番1号	電話54-1681

茅ヶ崎市審議会等設置等事務取扱要綱抜すい

(委員の選任)

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、当該附属機関の設置目的及び所掌事項に鑑み、適切な候補者の確保に努めるものとする。

3 特定の委員に偏ることを避けるため、次のいずれかに該当するときは、委員の候補者に選任しないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する等の場合で他に適当な者が得られないときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(1) 2年以上当該附属機関の委員であった者

(2) 再任の場合にあっては、4年以上当該附属機関の委員であった者

(3) 他の審議会等の委員の職にある者